



2012 年 11 月 12 日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号

日本通信株式会社

代表取締役社長 三田 聖二

(コード番号：9424)

問合せ先 代表取締役副社長 福田 尚久

電話 03-5776-1700

第 1 回および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の 細目条件の変更についてのお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、2007 年 12 月 21 日に発行した第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「第 1 回債」という）および 2008 年 5 月 27 日に発行した第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第 2 回債」といい、第 1 回債と併せて以下、「本社債」と総称する）について、本社債の唯一の社債権者であるバーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティーディー ジャニュアリー4, 1996（以下、「本社債権者」という）との間で、以下のとおり本社債の細目条件の変更に合意し、本日開催した取締役会において、これに関する決議を完了しましたので、お知らせいたします。

記

1. 背景

当社は、2007 年 12 月および 2008 年 5 月に本社債を発行し、合計 8 億円の資金を調達しました。その後、2010 年 9 月に、本社債権者との合意により、本社債の償還期限および本社債に付された新株予約権（以下、「本新株予約権」と総称する）の行使期間をそれぞれ 5 年間延長しましたが、この償還期限および行使期間の延長にあたっては、本社債の細目条件についてそれまでに判明したいくつかの不備を見直すものとしていました。これについて、順次、見直しを行っていましたが、今般、整備が完了したものです。

2. 変更の内容

(1) 繰上償還

本社債の当初の発行要項では、償還期限における満期償還のみが定められ、当社による任意の全部または一部の繰上償還を可能とする定めがありませんでした。当社は、業績に応じて、事業のための投資および内部留保とのバランスを図りつつ、本社債の償還を検討していく方針であるため、本社債権者との間で、当社が任意の時点で本社債の全部または一部の繰上償還（一部繰上償還の場合は 1 億円単位）ができるよう、本社債の発行要項を一部変更することに合意しました。

(2) 潜在的支配権変動事由が生じた場合の行使価額の修正

本社債の当初の発行要項では、本新株予約権の行使価額は、第 1 回債について 25,000 円および第 2 回債について 40,000 円（いずれも、2009 年 7 月 1 日付の 1 株を 5 株に分割する株式分割による調整後の価額）となっていますが、不測の事態に対応するため、本社債権者との間で、

当社株式の 20%以上を保有する株主が現れた場合に、本社債権者が、①行使価額を市場価格に修正することの請求、または、②本社債全部の繰上償還のいずれかを選択できるよう、本社債の発行要項を一部変更することに合意しました。

(3) 経過利息債権の出資

本社債の当初の発行要項では、本社債の償還時に経過利息を一括して支払うことを定めていましたが、本新株予約権の行使時には経過利息を支払う旨の定めがありませんでした。これは不合理であるため、本社債権者との間で、本新株予約権の行使にあたっては、本社債に加えて経過利息債権を出資するよう、本社債の発行要項を一部変更することに合意しました。

3. 細目条件の変更内容

I. 第 1 回債

(1) 発行要項第 12 項 (利払期日及び利払方法)

変更前：「本社債の利息は、本社債の払込期日の翌日（同日を含む）から償還期限（第 13 項第 (2) 号（イ）に定義される。以下同じ）（同日を含む）までこれを付し、第 13 項第 (3) 号に定める償還金支払場所において償還期限に一括して支払われる。」

変更後：「(1) 本社債の利息は、本社債の払込期日の翌日(同日を含む)から償還期限(第 13 項第 (2)号(イ)に定義される。以下同じ)(同日を含む)までこれを付し、第 13 項第(3)号に定める償還金支払場所において償還期限に一括して支払われる。

(2) 第 13 項第(2)項(ロ)に基づき、本社債の一部が償還されている場合、当該償還された本社債の一部については、当該償還期日(以下「一部償還期日」という)までの経過利息(当該一部償還期日の直前の 12 月 22 日(同日を含む)から当該一部償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとし、その合計額を本項第一文記載の利息に加え、償還期限に支払う。

(3) 本項第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権の行使請求の効力が発生した本社債については、当該効力発生日までの期間に係る経過利息、(当該効力発生日の直前の 12 月 22 日（同日を含む）から当該効力発生日（同日を含む）までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとする。)」

(2) 発行要項第 13 項 (償還の方法及び期限)

①第 (2) 号 (イ)

変更前：「平成 27 年 12 月 21 日(以下、「償還期限」という)(但し、償還期限が日本における銀行営業日(以下、「営業日」という)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息又はその他の追加支払いを受ける権利を有しないものとする)」

変更後：「平成 27 年 12 月 21 日(以下、「償還期限」という)(但し、償還期限が日本における銀行営業日(以下、「営業日」という)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息又はその他の追加支払いを受ける権利を有しないものとする) にその総額を額面 100 円につき金 100

円にて償還する。但し、本社債の繰上償還については本号(ロ)又は(ハ)に定めるところによる。」

②第(2)号(ロ)

変更前：「当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合)で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で、当該償還期日までの経過利息(当該償還期日の直前の12月22日(同日を含む)から当該償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1年を365日とする日割計算によって算出するものとする)を付して繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。」

変更後：「当社は、本新株予約権付社債の保有者の同意を得た場合には、いつでも、その時点において未償還の本社債の全部又は一部(但し、一億円の整数倍に限る)を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部又は対応する一部を同時に無償にて消却するものとする。なお、本(ロ)に基づきその時点において未償還の本社債の全部の繰上償還を行う場合、第12項は適用されず、その時点において未償還の本社債に対する当該償還期日までの経過利息(当該償還期日の直前の12月22日(同日を含む)から当該償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1年を365日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとする(本(ロ)に基づき、本社債の一部が償還されている場合、当該償還された本社債の一部については、一部償還期日までの経過利息(当該一部償還期日の直前の12月22日(同日を含む)から当該一部償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1年を365日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとし、その合計額をこれに加えて支払う)。」

③第(2)号(ハ)

新設：「(a)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する)について、保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む)及びその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義するものをいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む)の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合を意味する)の合計が20%以上となった場合、又は、(b)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味する。)について、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義する。)に基づき、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合を意味する。)およびその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者を意味する。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。)の株券等所有割合の合計が20%以上となった場合(以下、(a)及び(b)の事由を「潜在的支配権変動事由」と総称する。)、最初に生じた潜在的支配権変動事由の発生の日以降いつでも、本新株予約権付社債の社債権者は、その保有する本社債の全部(一部

は不可)を額面金額の 100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の社債権者は、自らの選択による繰上償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中に当社の定める償還請求書に記名捺印した上、下記 27 記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。但し、第 21 項第(3)号に基づき転換価額を修正する旨の請求を行った本新株予約権付社債の社債権者は、当該請求日以後、本号に基づく繰上償還の請求を行うことはできないものとする。なお、本(ハ)に基づきその時点において未償還の本社債の全部の繰上償還を行う場合、第 12 項は適用されず、その時点において未償還の本社債に対する当該償還期日までの経過利息(当該償還期日の直前の 12 月 22 日(同日を含む)から当該償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとする(上記(ロ)に基づき、本社債の一部が償還されている場合、当該償還された本社債の一部については、一部償還期日までの経過利息(当該一部償還期日の直前の 12 月 22 日(同日を含む)から当該一部償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとし、その合計額をこれに加えて支払う)。」

(3) 発行要項第 17 項 (新株予約権の目的となる株式の数)

変更前：「本新株予約権の行使請求（第 18 項に定義する）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する）」で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、「転換価額」とは、第 21 項第(2)号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。」

変更後：「本新株予約権の行使請求（第 18 項に定義する）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額及び第 12 項第(3)号に基づく経過利息相当額の総額を転換価額（以下に定義する）」で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、「転換価額」とは、第 21 項第(2)号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。」

(4) 発行要項第 21 項 (新株予約権の行使時の払込金額)

①第 (1) 号

変更前：「各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。」

変更後：「各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債及び第 12 項第(3)号に基づく経過利息債権（以下、「本利息債権」という。）を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の払込金額とし、当該本利息債権の価額は同号に基づき計算される経過利息相当額と同額とする。」

②第 (3) 号

新設：「潜在的支配権変動事由のいずれかが生じた場合、最初に生じた潜在的支配権変動

事由の発生の日(以下、「修正日」という)の直前 20 連続取引日(但し、終値のない日数は除く。以下、「時価算定期間」という)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)の平均値(なお、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する)(以下、「修正日価額」という)が、修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、修正日から 14 日以内に、本新株予約権付社債の社債権者から記名捺印済みの当社の定める転換価額修正請求書を下記 27 記載の行使請求受付場所に提出することにより請求がある場合に限り、転換価額は、当該請求日の翌日以降、修正日価額に修正される。なお、当該最初に生じた潜在的支配権変動事由の発生の日よりも後に生じた潜在的支配権変動事由については、かかる転換価額の修正はなされないものとする。また、時価算定期間内に第 23 項第(2)号または第(4)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。」

II. 第 2 回債

(1) 発行要項第 12 項 (利払期日及び利払方法)

変更前：「本社債の利息は、本社債の払込期日の翌日（同日を含む）から償還期限（第 13 項第(2)号（イ）に定義される。以下同じ）（同日を含む）までこれを付し、第 13 項第(3)号に定める償還金支払場所において償還期限に一括して支払われる。」

変更後：「(1) 本社債の利息は、本社債の払込期日の翌日(同日を含む)から償還期限(第 13 項第(2)号(イ)に定義される。以下同じ)(同日を含む)までこれを付し、第 13 項第(3)号に定める償還金支払場所において償還期限に一括して支払われる。

(2) 第 13 項第(2)項(ロ)に基づき、本社債の一部が償還されている場合、当該償還された本社債の一部については、当該償還期日(以下「一部償還期日」という)までの経過利息(当該一部償還期日の直前の 5 月 28 日(同日を含む)から当該一部償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとし、その合計額を本項第一文記載の利息に加え、償還期限に支払う。

(3) 本項第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権の行使請求の効力が発生した本社債については、当該効力発生日までの期間に係る経過利息（当該効力発生日の直前の 5 月 28 日（同日を含む）から当該効力発生日（同日を含む）までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとする。」

(2) 発行要項第 13 項 (償還の方法及び期限)

①第 (2) 号 (イ)

変更前：「平成 28 年 5 月 27 日(以下、「償還期限」という)(但し、償還期限が日本における銀行営業日(以下、「営業日」という)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息又はその他の追加支払いを受ける権利を有しないものとする)」

変更後：「平成 28 年 5 月 27 日(以下、「償還期限」という)(但し、償還期限が日本における銀行営業日(以下、「営業日」という)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権

者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息又はその他の追加支払いを受ける権利を有しないものとする) にその総額を額面 100 円につき金 100 円にて償還する。但し、本社債の繰上償還については本号(ロ)又は(ハ)に定めるところによる。」

②第 (2) 号 (ロ)

変更前：「当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合）で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で、当該償還期日までの経過利息（当該償還期日の直前の 5 月 28 日（同日を含む）から当該償還期日（同日を含む）までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする）を付して繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。」

変更後：「当社は、本新株予約権付社債の保有者の同意を得た場合には、いつでも、その時点において未償還の本社債の全部又は一部（但し、一億円の整数倍に限る）を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部又は対応する一部を同時に無償にて消却するものとする。なお、本（ロ）に基づきその時点において未償還の本社債の全部の繰上償還を行う場合、第 12 項は適用されず、その時点において未償還の本社債に対する当該償還期日までの経過利息（当該償還期日の直前の 5 月 28 日（同日を含む）から当該償還期日（同日を含む）までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする）を付すものとする（本（ロ）に基づき、本社債の一部が償還されている場合、当該償還された本社債の一部については、一部償還期日までの経過利息（当該一部償還期日の直前の 5 月 28 日（同日を含む）から当該一部償還期日（同日を含む）までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする）を付すものとし、その合計額をこれに加えて支払う。」

③第 (2) 号 (ハ)

新設：「(a)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味する)について、保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む)及びその共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義するものをいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む)の株券等保有割合(金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される株券等保有割合を意味する)の合計が 20%以上となった場合、又は、(b)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される株券等を意味する。)について、公開買付け(金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義する。)に基づき、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される株券等所有割合を意味する。)およびその特別関係者(金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者を意味する。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。)の株券

等所有割合の合計が20%以上となった場合(以下、(a)及び(b)の事由を「潜在的支配権変動事由」と総称する。)、最初に生じた潜在的支配権変動事由の発生の日以降いつでも、本新株予約権付社債の社債権者は、その保有する本社債の全部(一部は不可)を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の社債権者は、自らの選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中に当社の定める償還請求書に記名捺印した上、下記27記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。但し、第21項第(3)号に基づき転換価額を修正する旨の請求を行った本新株予約権付社債の社債権者は、当該請求日以後、本号に基づく繰上償還の請求を行うことはできないものとする。なお、本(ハ)に基づきその時点において未償還の本社債の全部の繰上償還を行う場合、第12項は適用されず、その時点において未償還の本社債に対する当該償還期日までの経過利息(当該償還期日の直前の5月28日(同日を含む)から当該償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1年を365日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとする(上記(ロ)に基づき、本社債の一部が償還されている場合、当該償還された本社債の一部については、一部償還期日までの経過利息(当該一部償還期日の直前の5月28日(同日を含む)から当該一部償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1年を365日とする日割計算によって算出するものとする)を付すものとし、その合計額をこれに加えて支払う)。」

(3) 発行要項第17項(新株予約権の目的となる株式の数)

変更前：「本新株予約権の行使請求(第18項に定義する)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する)」で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、「転換価額」とは、第21項第(2)号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。」

変更後：「本新株予約権の行使請求(第18項に定義する)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額及び第12項第(3)号に基づく経過利息相当額の総額を転換価額(以下に定義する)」で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、「転換価額」とは、第21項第(2)号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。」

(4) 発行要項第21項(新株予約権の行使時の払込金額)

①第(1)号

変更前：「各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。」

変更後：「各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債及び第12項第(3)号に基づく経過利息債権(以下、「本利息債権」という。)を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の払込金額とし、当該本利息債権の価額は同号に基づき計算される経過利息相当額と同額とする。」

②第(3)号

新設：「潜在的支配権変動事由のいずれかが生じた場合、最初に生じた潜在的支配権変動事由の発生の日(以下、「修正日」という)の直前 20 連続取引日(但し、終値のない日数は除く。以下、「時価算定期間」という)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)の平均値(なお、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する)(以下、「修正日価額」という)が、修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、修正日から 14 日以内に、本新株予約権付社債の社債権者から記名捺印済みの当社の定める転換価額修正請求書を下記 27 記載の行使請求受付場所に提出することにより請求がある場合に限り、転換価額は、当該請求日の翌日以降、修正日価額に修正される。なお、当該最初に生じた潜在的支配権変動事由の発生の日より後に生じた潜在的支配権変動事由については、かかる転換価額の修正はなされないものとする。また、時価算定期間内に第 23 項第(2)号または第(4)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。」

4. 今後の見通し

本社債の細目条件の変更が、当社の業績に直接影響を与えることはありません。

【ご参考】

第1回債の概要

1. 発行日：2007 年 12 月 21 日
2. 社債総額：4 億円
3. 未償還残高：4 億円
4. 償還期限：2015 年 12 月 21 日
5. 利率：年利 3 %
6. 新株予約権の行使価額：25,000 円（2009 年 7 月 1 日付の 1 株を 5 株に分割する株式分割による調整後の価額）
7. 新株予約権の行使期間：2015 年 12 月 18 日まで

第2回債の概要

1. 発行日：2008 年 5 月 27 日
2. 社債総額：4 億円
3. 未償還残高：4 億円
4. 償還期限：2016 年 5 月 27 日
5. 利率：年利 3 %
6. 新株予約権の行使価額：40,000 円（2009 年 7 月 1 日付の 1 株を 5 株に分割する株式分割による調整後の価額）
7. 新株予約権の行使期間：2016 年 5 月 26 日まで

以上

■日本通信について

1996年5月24日、日本通信は新たなモバイルサービス事業のあり方を提示するため生まれました。それから13年の歳月を経て、2009年3月、NTTドコモとの相互接続により「MSO事業モデル」を完成させ、それから2年弱でこのモデルの収益性を実証しました。ネットワークを効率的に運用する当社独自の先端技術やリアルタイムの認証技術などによって、ユニークな通信サービスをつくりだし、自社b-mobileブランド製品をお客様に提供するMVNO事業、及びメーカーやインテグレータ他のパートナー企業に提供するMVNE事業を展開しています。

MSO=Mobile Service Operator